

環境省組織令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（総合環境政策局の所掌事務）

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十九 （略）

二十 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除く。）。

2 環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、同項第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事務、同項第十七号に掲げる事務（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）並びに同項第二十号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

（地球環境局の所掌事務）

第五条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球環境保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 地球環境保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。
- 四 南極地域の環境の保護に関すること。
- 五 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 六 環境の保全の観点からのオゾン層の保護に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 七 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 八 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- 九 環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること。
- 十 環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関すること。
- 十一 環境省の所掌事務に係る海外に対する広報に関すること。

十二 日本環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的とする事務及び事業に關すること（特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分
の規制に關すること並びに生物の多様性の確保に係るものを除く。）並びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務及び事業
に關する地球環境保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に關すること。

（水・大氣環境局の所掌事務）

第六条 水・大氣環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官
房及び地球環境局の所掌に屬するもの並びに發生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

二 環境の保全に關する關係行政機關の事務の調整に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環
境局の所掌に屬するもの並びに發生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

三 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置
法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に關すること。

四 公害の防止のための規制に關すること。

五 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に關すること。

六 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に關する基準等の策定及び規制等に關すること。

七 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に關する基準等の策定並びに当該整備に關する援助に關すること（大臣官
房の所掌に屬するものを除く。）。

八 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に關する基準等の策定及び規制等に關すること（大臣官房の所掌に屬するも
のを除く。）。

九 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に關する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に
關すること。

十 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に關する基準等の策定並びに当該規制の実施に關すること。

十一 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に關する基準等の策定及び規制等に關すること（自然環境局の所掌に屬するものを除く。）。

十二 有明海・八代海総合調査評価委員会の庶務に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に關すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含ま
れる事務及び事業に關する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保
全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び地球環境局の所掌に屬するもの、第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第
十一号に掲げる事務並びに發生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

(自然環境局の所掌事務)

第七条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(地球環境局の所掌に屬するものを除く。)
- 二 自然環境の保護及び整備に關する關係行政機關の事務の調整に關すること(地球環境局の所掌に屬するものを除く。)
- 三 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に關すること。
- 四 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに關する事業の振興に關すること。
- 五 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。第三十七条第七号及び第三十八条第四号において同じ。)の整備に關すること。
- 六 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に關すること。
- 七 野生動植物の種の保存、野生鳥獸の保護及び狩獵の適正化その他生物の多様性の確保に關すること。
- 八 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に關すること。
- 九 自然環境の健全な利用のための活動の増進に關すること。
- 十 環境の保全の観点からの森林及び緑地の保全に關する基準等の策定及び規制等に關すること。
- 十一 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に關する基準等の策定及び規制等に關すること(自然環境の保護及び整備のために行うものに限る。)
- 十二 前各号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に關すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に關する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に關すること(地球環境局の所掌に屬するものを除く。)

(大気環境課の所掌事務)

第三十二条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 騒音に係る環境基準の設定に關すること。
- 二 公害の防止のための規制に關すること(大気の汚染(ダイオキシン類によるものを除く。次号において同じ。)、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に屬するものを除く。))に限る。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、公害の防止に關すること(大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に屬するものを除く。))に限る。)
- 四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に關する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に關すること。

(自動車環境対策課の所掌事務)

第三十三条 自動車環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止のための規制に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 前号に掲げるもののほか、自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関すること。

（水環境課の所掌事務）

第三十四条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水質汚濁に係る環境基準及び水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）に係るダイオキシン類環境基準の設定に関すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。
- 四 環境保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 五 環境保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 有明海・八代海総合調査評価委員会の庶務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、第六条第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水（水底の底質を含み、地下水を除く。）に係るもの。

（土壌環境課の所掌事務）

第三十五条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地下水の水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。
- 二 地下水の水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関するものを除く。）。
- 三 環境保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの。

（自然環境計画課の所掌事務）

第三十八条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査（自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する基礎調査をいう。）に関すること。
- 二 自然環境保全基本方針（自然環境保全法に規定する自然環境保全基本方針をいう。）に関すること。
- 三 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 生物の多様性の確保に関すること（野生生物課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 環境の保全の観点からの森林及び緑地の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 七 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境の保護及び整備のために行うものに限る。）。
- 八 前二号に掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること（地球環境局及び野生生物課の所掌に属するものを除く。）。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 ～ 6（略）